

令和4年3月28日

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護事業者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う運営基準の改正点等について

平素より、東京都の障害福祉行政に御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（訪問系サービス）事業について、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）による主な改正点等を下記のとおり改めてお知らせします。令和4年度より義務化される事項もございますので、今一度御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 運営基準の改正による取組の強化について

報酬改定に伴う運営基準の改正により、虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため、以下のとおり事業所の取組が義務化されています。以下の取組とあわせて、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。なお、取組の内容を必ず書面等で記録していただくようお願いします。

○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

(1) 虐待防止について（令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化）

ア 虐待防止委員会の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

イ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

ウ 虐待防止のための責任者の配置

※虐待防止のための措置に関する事項は、運営規程において定める必要がありますので、以下の都の記載例を参照いただき、各事業所にて修正しておいていただくようお願いします。なお、当該事項のみ変更したことによる変更届の提出は今回不要ですが、次回の変更届の提出時に、その他の変更と合わせて、変更後の運営規程を御提出いただきますようお願いします。

○運営規程記載例

東京都障害者サービス情報リンク先

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

(2) 身体拘束の適正化について

（ア：令和3年度から義務化 イ～エ：令和3年度は努力義務、令和4年度から義務化）

ア やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）の定期的な開催（年1回）と委員会での検討結果の従業者への周知徹底

ウ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

エ 従業者への定期的な研修の実施（年1回及び新規採用時に必ず実施）

※身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合、令和5年4月から基本報酬が減算となりますので、必ず実施していただくようお願いします。

※虐待防止委員会及び身体拘束適正化検討委員会は一体的に設置・運営することも可能です。

※虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているとみなすことも可能です。

2 感染症や災害への対応力強化について

報酬改定に伴う運営基準の改正により、感染症や災害への対応力強化のため、以下のとおり事業所の取組が義務化されています。

（令和3年度から令和5年度までの間は、努力義務）

（1）感染症対策の強化

委員会の開催（*1）、指針の整備、研修の実施（*2）、訓練（シミュレーション）の実施（*3）

（2）業務継続に向けた取組の強化

業務継続画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

※令和3年度から3年間の経過措置が設けられていますが、経過措置期間中の確実な実施をお願いします。業務継続計画については、国からガイドラインやひな形も示されていますので御活用ください。

*1 定期的な委員会の開催：概ね6月に1回以上

*2、3 定期的な研修、訓練の実施：年1回以上

《参考》業務継続計画に係る国のマニュアル等

- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

3 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）防止について

報酬改定に伴う運営基準の改正により、職場におけるハラスメントの防止のための項目が以下のとおり規定されましたので、御確認をお願いします。

（1）事業者が講ずべき措置

ア 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

イ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業者の方針の明確化等の措置義務については、令和4年度から義務化されますので、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めてください。

(2) 事業者が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。以下のURLより内容を御確認ください。

○職場におけるハラスメントの防止について 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

4 【居宅介護】居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価見直し

「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、報酬改定により、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算が行われています。事業者におかれましては、以下の支援を行う場合、減算がなされているか御確認をお願いします。

- ・居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合 → 所定単位数の30%減算

※なお、本取扱いは暫定的なものであることから、事業者は、できる限り早期にこれに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めてください。

5 【同行援護】【行動援護】従業者要件に係る経過措置

報酬改定により、同行援護及び行動援護について、以下のとおり従業者要件に係る経過措置が延長されました。

(1) 同行援護

同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなす経過措置について、令和5年度末まで延長する。

(2) 行動援護

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、令和3年度以降新たに資格を取得する者を除き、当該経過措置を令和5年度末まで延長する。

※なお、事業者におかれましては、研修の受講促進に御配慮いただき、経過措置終了までに、経過措置対象者に計画的に研修を受講させるよう努めてください。

《参考》

○令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

6 Eメールアドレス登録のお願い

※本通知がメールにより送付された事業所は、Eメールアドレスが登録されておりますので、手続は不要です。

東京都からの各通知や説明会の開催等については、東京都障害者サービス情報、郵送、FAX及びEメール等によりお知らせしておりましたが、今後は東京都障害者サービス情報及びEメールを中心とした情報提供を行う予定です。

各事業者（法人）におかれましては、障害者総合支援法に基づく情報公表制度用のEメールアドレスを御報告いただいているところですが、東京都から各種お知らせをEメールにて案内するためには、別途事業所のEメールアドレスを東京都へ御登録いただく必要があります。

まだ御登録いただいていない事業所におかれましては、Eメールアドレス登録票に必要事項を記入の上、FAXにより送付いただきますようお願いいたします。

なお、Eメールアドレス登録票は「東京都障害者サービス情報」のホームページからダウンロードいただけます。

東京都障害者サービス情報 該当ページURL

<https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-002>

【問合せ先】

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部

地域生活支援課 在宅支援担当

TEL：03-5320-4325

FAX：03-5388-1408